

議第16号

高島市特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営に関する基準
を定める条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和6年2月21日

高島市長 福井正明

高島市特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営に関する
基準を定める条例の一部を改正する条例

高島市特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営に関する基準
を定める条例（平成26年高島市条例第40号）の一部を次のように改正す
る。

第23条の見出し中「掲示」の次に「等」を加え、同条中「を掲示しな
ければならない」を「を掲示するとともに、電気通信回線に接続して行う自動
公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに
応じ自動的に送信を行うことをいい、放送または有線放送に該当するものを
除く。）により公衆の閲覧に供しなければならない」に改める。

第53条第2項第2号中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これ
らに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を
「電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。）」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第23条の改正規定は、令
和6年4月1日から施行する。